

米谷出張所だより

〈令和4年5月25日〉

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

指し確認！

異状なし！

～洪水が心配される時期（7月～9月）に備え～

北上川に架かる橋梁の合同点検を実施しています

北上川下流河川事務所では、毎年5月～6月に橋梁の施設管理者と合同点検を行い、施設機能の安全性などを確認しています。米谷出張所では、管内6橋梁の点検を順次実施します。現在、一部の点検が終了しており、早急に補修が必要な箇所は確認されておりません。引き続き点検を実施していきます。秋には、樋門・樋管等の点検を実施する予定です。



錦桜橋
施設管理者：宮城県



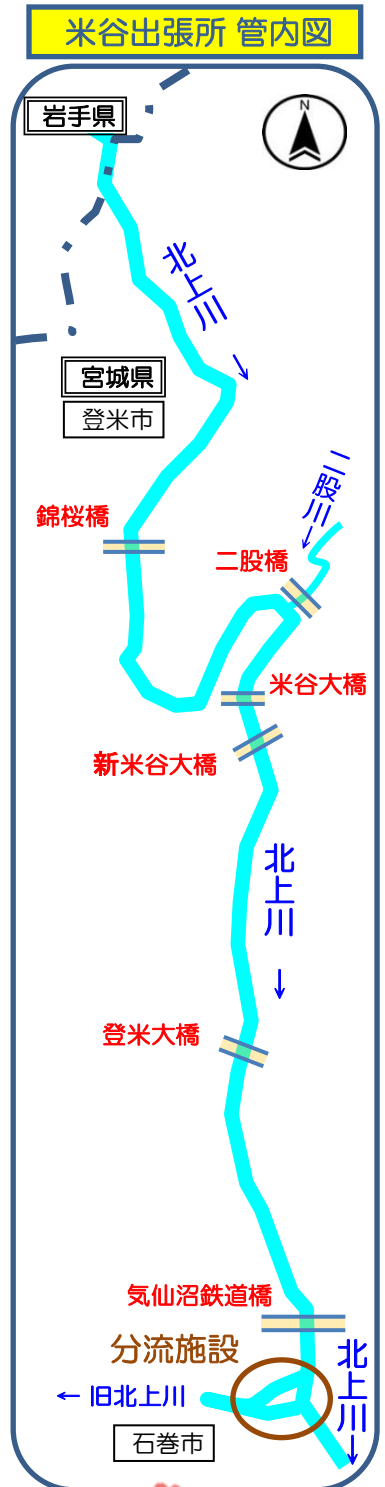
登米大橋
施設管理者：宮城県



米谷大橋
施設管理者：宮城県



二股橋
施設管理者：登米市



河川法コラム

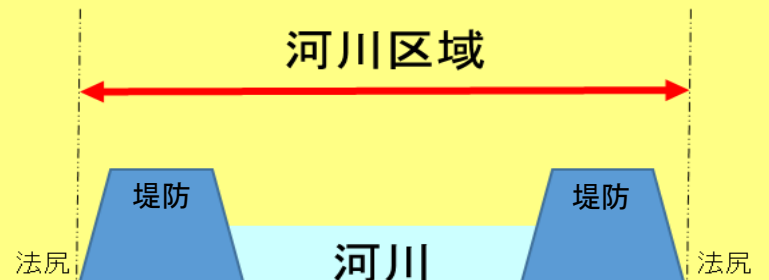
河川の法律、「河川法」をご存じですか？普段の生活に関わることを中心に、その一部を簡単にご紹介します！

河川法は何のためにあるの？

洪水等の災害発生防止 河川の適正な利用 流水機能の維持などを目的としています。
河川環境の整備、保全を管理して公共の安全を守る役割も担っています。

河川区域ってなに??

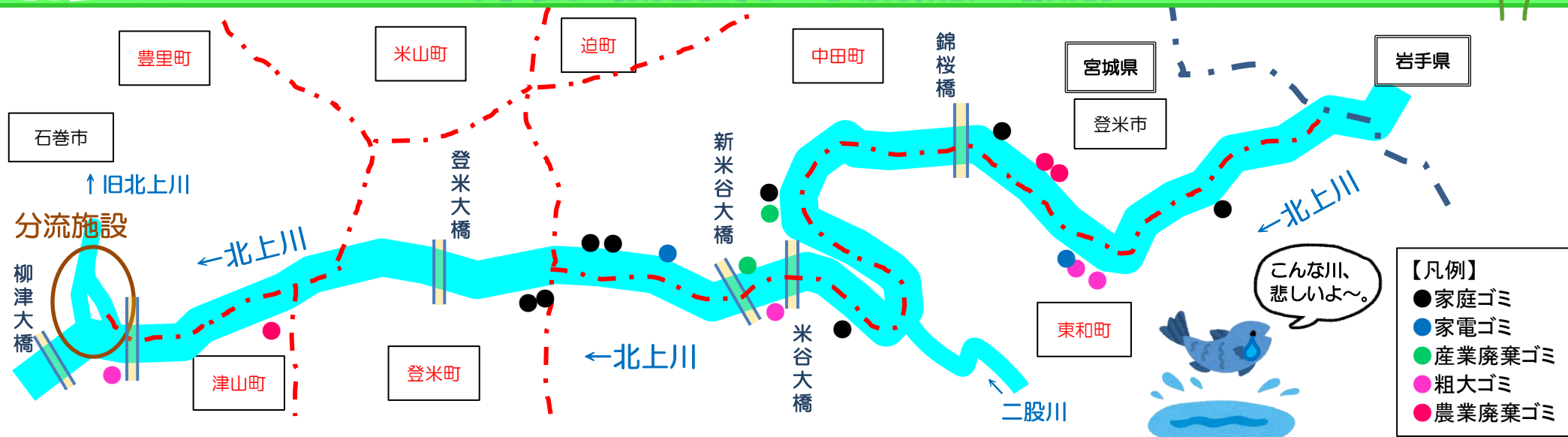
河川の洪水など、**災害発生を防止するために必要な区域**のことです。
したがって、河川の流域内だけでなく、災害を防ぐために整備された堤防も、その区域の一部となります。一般的には堤防の法尻（川裏）から、対岸堤防の法尻（川裏）を指します。



北上川ゴミマップ

(米谷出張所管内の不法投棄の状況)

調査期間：R3.4～R4.3



不法投棄ゴミ種別・発見数 (件)	
家庭ゴミ	8
家電ゴミ	2
産業廃棄ゴミ	2
粗大ゴミ	4
農業廃棄ゴミ	3
新規発見総数	19



1番多かったのは家庭ゴミでした。今年は、ゼロにしたいですね！

河川へのゴミの投棄は違法行為です！

【罰則規定】

- ★河川法では、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
(野焼きの場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
- ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

＜河川への不法投棄を発見したらご連絡ください＞

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

北上川(岩手県境～分流施設上流)と二股川の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。